

企画競争実施の公示

平成30年4月13日

近畿地方整備局長 池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 歴史的インフラに係る広報イベント等運営補助業務

(2) 業務内容

1) 広報イベント運営補助

- ・ 現存する社会基盤整備に貢献した行基の功績などを通して、社会資本整備の必要性の再確認やそれを広く周知することなどを目的とした効果的な広報イベント（秋頃予定（計1回））の企画案、運営方法・安全管理等の運営計画書、説明資料、会場設営、会場アンケート、広報資料（案内チラシ、ポスター、WEB ページ（A4 換算で2枚程度））に関する資料を作成する。
- ・ 広報イベントの企画にあたっては、行基に関心のある関係者や関係機関が実施するイベント等との連携も視野に入れ、より効果的なものとする。
- ・ 行基に関心のある関係者や関係機関が実施するイベントについて、次の事項を調査し、円滑に広報イベントが運営出来るよう運営計画に活用するものとする。
 - ① 参加者数 ② 利用交通機関及び会場までのアクセス方法・ルート 等なお、対象とするイベント等は発注者からの指示するものとする。
- ・ 広報イベント出席予定者の調整、開催場所の決定、広報イベント会場設備設営・運営（安全管理含む）や会場アンケート及び実施結果のとりまとめなどを行う。
- ・ 広報イベントの開催にあたっては、効果的な広報手段としてSNSなどを活用し、幅広くPRすることとする。

2) インフラツーリズム運営補助

- ・ 現存する社会基盤整備に貢献した行基の功績などを通して、社会資本整備の必要性の再確認やそれを広く周知することなどを目的としたインフラツーリズムの実施（秋頃予定（計2回））にあたり、旅行会社との協議を踏まえ、説明者（語り部）の調整、配布物資料、参加者アンケートなどを行う。
- ・ ツアー企画案などについては平成29年度に実施した歴史を活用したインフラツーリズム広報企画業務成果を参考とするものの、行基に精通する関係者や関係機関が実施するイベント等との連携も視野に入れ、より効果的なツアー企画案を作成する。効果的な広報手段としてSNSなどを活用し、イン

フラツリズムの実施を幅広くPRすることとする。

- ・ 参加者アンケート・実施結果をとりまとめのうえ、実施結果の分析を行う。

3) 広報イベントの案内チラシ・ポスターの印刷

広報イベントの開催にあたり案内チラシ・ポスターを配布・貼付対応可能箇所の確認を行った上で、配布枚数など関係機関と調整し、必要部数を印刷するものとする。

(3) 履行期限 平成31年1月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

- ・ 同種業務：土木事業に関する広報イベント運営補助業務
- ・ 類似業務：広報イベント運営補助業務

- (5) 配置予定管理技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

- ・ 同種業務：土木事業に関する広報イベント運営補助業務
- ・ 類似業務：広報イベント運営補助業務

- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

- (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話 06-6942-1141 FAX 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年4月13日から平成30年4月24日までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年4月24日 16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00分に持参すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。